

定 款

森下仁丹株式会社

昭和26年9月25日改正
昭和28年1月23日改正
昭和32年1月26日改正
昭和33年1月29日改正
昭和34年7月25日改正
昭和36年3月24日改正
昭和37年1月30日改正
昭和39年1月30日改正
昭和40年1月30日改正
昭和45年1月30日改正
昭和48年1月31日改正
昭和49年1月30日改正
昭和50年1月30日改正
昭和52年2月25日改正
昭和53年2月27日改正
昭和57年2月26日改正
平成元年2月27日改正
平成2年6月28日改正
平成3年6月27日改正
平成6年6月29日改正
平成12年6月29日改正
平成14年6月27日改正
平成15年6月27日改正
平成17年6月29日改正
平成18年6月29日改正
平成21年6月26日改正
平成29年6月29日改正
令和4年6月29日改正

森下仁丹株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号） 当社は森下仁丹株式会社と称し、英文では MORISHITA JINTAN CO.,LTD. と表示する。

第2条（本店） 当社は本店を大阪市に置く。

第3条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、医療機器、歯磨、石鹸その他化粧品、各種繊維・化学工業品、菓子、食品、飲料品の製造並びに販売
2. 前号に関する生産機械の製造販売並びに技術指導
3. 計量器、ゴム製品、諸ブラシその他雑貨の売買
4. 前各号の商品並びにこれに関係ある物品の輸出入
5. 自家用薬草の栽培並びに加工
6. 不動産賃貸業
7. 保健、体育、教養のための施設並びにレストラン及び駐車場の経営
8. 特定保健指導、健康相談、栄養相談、健康に関する情報提供事業及びコンサルタント事業
9. コールセンターの運営及びオペレーターの教育並びにコンサルタント事業
10. 前各号に付随する一切の業務並びにこれに必要な投資

第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法） 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、960万株とする。

第7条（自己の株式の取得） 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（基準日） 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

その他必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第10条（単元未満株主の権利） 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱いその他株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（総会招集の時期） 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

第14条（総会の招集権者） 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集する。

社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

株主総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。

第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使） 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名に限り代理権を与えることができる。

但し、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に差出さなければならない。

第17条（株主総会の議長） 社長は、株主総会の議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第 19 条（議事録） 議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条（取締役の定員） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3 名以上とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。

3. 監査等委員である取締役並びにそれ以外の取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り次期定時株主総会までその補欠選任を延期することができる。

第 21 条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

第 22 条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条（代表取締役及び役付取締役） 会社を代表する取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長及び取締役相談役若干名を選定することができる。

社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

第 24 条（取締役会招集の通知） 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役に対し発する。

但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第 25 条（取締役会の招集権者及び議長） 社長は、取締役会を招集しその議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

第 26 条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってする。

第 27 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

第 28 条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条（取締役会の議事録） 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

第 30 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条（取締役の競業の認許） 取締役が自らまたは第三者の為に会社の営業の部に属する取引をするには、取締役会の承認を得なければならない。

第 32 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 33 条（非業務執行取締役等の責任免除） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 34 条（顧問、相談役及び参事） 会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問、相談役及び参事を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

第 35 条（監査等委員会招集の通知） 監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査等委員に対し発する。

但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

第 36 条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってする。

第 37 条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名する。

第 38 条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 39 条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

第40条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条（期末配当金） 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第45条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第46条（配当金の除斥期間） 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当社に帰属する。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 81 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例によるものとする。